

# 設備投資について③

2023年4月11日（火）

第41回 料金制度専門会合  
事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 本日御議論いただきたい点について

- 本資料では、個別原価のうち、設備投資（減価償却費・固定資産除却費）について、事務局で行った詳細確認（特別監査）の結果を中心に、お示ししている。
- 本日は、設備投資に関連して、今後検討を要する論点があるか、御議論いただきたい。

# 1. 設備投資の概要

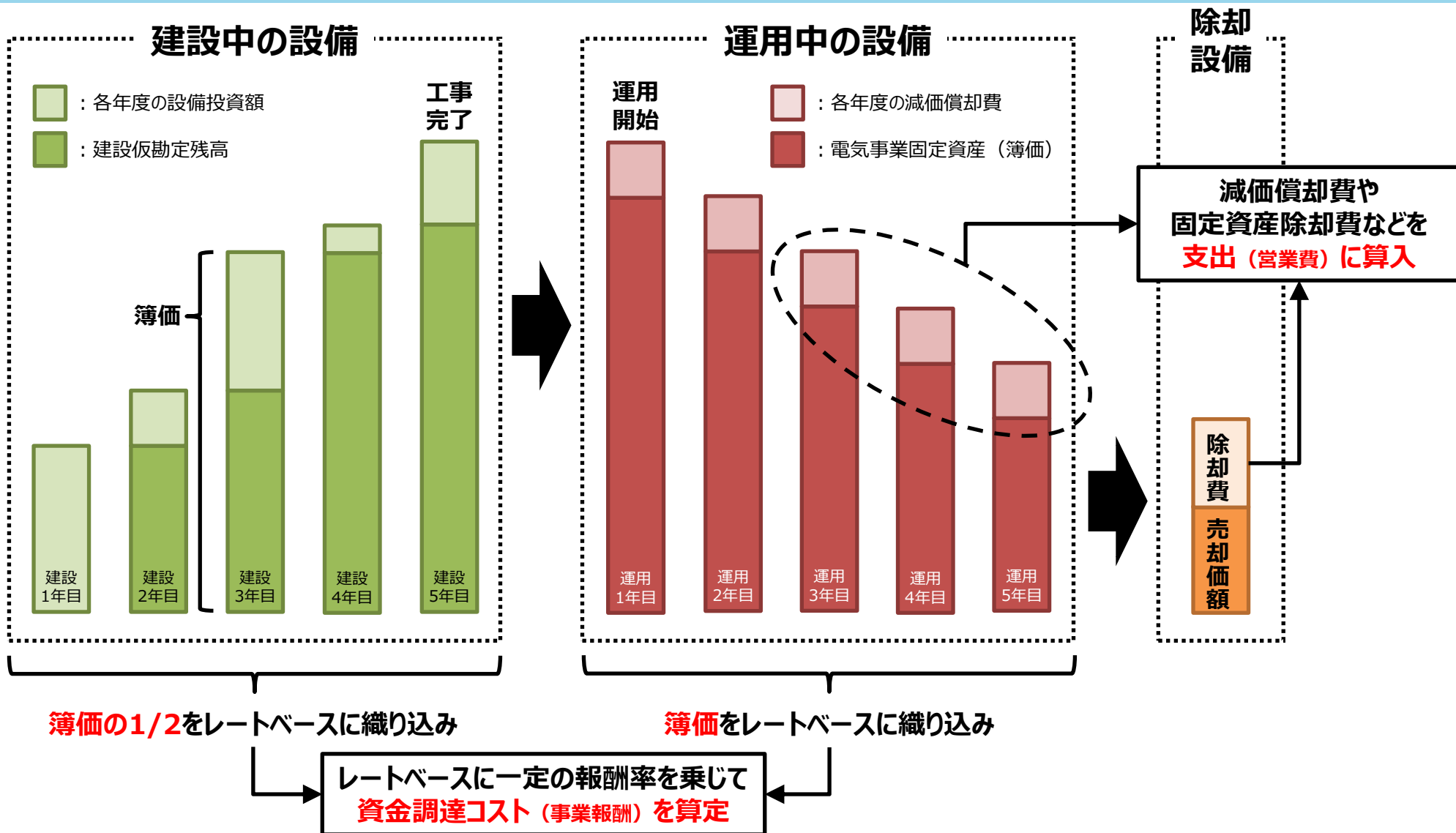
## 2. 特別監査の実施結果

## 3. 固定資産除却費の確認状況

## 4. 非化石証書の販売収入の取扱い

# 【参考】設備投資と料金原価の関係（イメージ）

- 「**料金原価 = ①支出（営業費） + ②資金調達コスト（事業報酬） - ③収入（控除収益）**」の関係であるところ、設備投資と料金原価の関係は、以下のとおり。



# 料金算定規則及び料金審査要領における規定①

- 料金算定規則に基づき、減価償却費・固定資産除却費は、供給計画等を基に算定する。
- また、電気事業固定資産や建設仮勘定の平均帳簿価額などが、レートベース算定の基礎となる。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）

### 第二章 認可料金の算定

#### 第一節 原価等の算定

##### （認可料金の原価等の算定）

**第二条**（中略）みなし小売電気事業者（以下「事業者」という。）は、四月一日又は十月一日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

**2** 四月一日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあっては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに次条の規定により算定される営業費及び第四条の規定により算定される事業報酬の合計額から第五条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額（以下「期間原価等」という。）を合計した額とする。

**3**（略）

##### （営業費の算定）

**第三条** 事業者は、営業費として、（中略）減価償却費、固定資産除却費（中略）（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定（中略）しなければならない。

**2** 次の各号に掲げる営業費項目の額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一・二（略）

三（中略）固定資産除却費（中略）実績値及び供給計画等を基に算定した額

四・五（略）

**六** 減価償却費 供給計画等を基に、電気事業固定資産（共用固定資産（附帯事業に係るものに限る。第四条において同じ。）、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の帳簿価額及び帳簿原価に対し、それぞれ定率法及び定額法（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）に定める耐用年数及び残存価額を用いるものとする。以下この号において同じ。）により算定した額（取替資産の減価償却費については、その取替資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで、定率法及び定額法により算定した額）

七～十一（略）

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定②

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）（抜粋）【続き】

### （事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2 電気事業報酬の額は、（中略）第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等（一般送配電事業及び発電事業（その一般送配電事業（最終保障供給を行う事業を除く。）の用に供するための電気を発電するものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る電気事業報酬の額を減じて得た額とする。

一 特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産（以下「レートベース」という。）の額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額

二 レートベースであって一般送配電事業等に係るものの額の合計額に第六項の規定により算定される一般送配電事業の報酬率を乗じて得た額

3 （略）

4 次の各号に掲げるレートベースの額は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 特定固定資産 電気事業固定資産（共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

二 建設中の資産 建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に百分の五十を乗じて得た額

三～七 （略）

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一・二 （略）

6 一般送配電事業の報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一・二 （略）

# 料金算定規則及び料金審査要領における規定③

- 料金審査要領に基づき、真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係る減価償却費は、原価算入を認めない。また、固定資産除却費についても、金額・時期等の適正性を確認する。
- 著しく低稼働な設備に係る減価償却費等も、正当な理由がある場合（例：定期検査）を除き、原価算入を認めない。

## 【参考】みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

### 第2章 「原価等の算定」に関する審査

#### 第2節 営業費

1. ～3. (略)

4. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）については、経営効率化を評価するに当たっては、事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは原価として認めるが、入札等を行わないものについては、申請事業者の調達価格や過去の調達実績等を基に個別に原価を査定する。火力発電所を新設・増設・リプレースする場合に入札を行わずに自社で建設する場合には、入札された場合に想定される価格低減効果等を基準に査定する。

減価償却費については、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係るものについては、原価への算入を認めない。

固定資産除却費のうち、除却損については、除却物品の帳簿原価から減価償却累計額等を控除した額から当該除却物品の全部又は一部について適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。また、除却費用については、除却に要する工事費等が適正であるかを確認する。この他、改良工事等に伴う除却費用は、改良工事等の時期が適正であるかを確認し、当該改良工事等の実施が適正な場合には、原価への算入を認める。

5. (略)

6. 他の事業者の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価への算入を認めない。

# 設備投資の概要①

- 各事業者の設備投資額について、現行原価・直近実績と、申請原価（2023～25年度の3年平均）との比較は、以下のとおり（※次ページは棒グラフで整理したもの）。

（単位：百万円）

	北海道電力				東北電力				東京電力EP				北陸電力			
	現行原価 (A)	直近実績 【参考】	申請原価 (B)	増減 (B/A)	現行原価 (A)	直近実績 【参考】	申請原価 (B)	増減 (B/A)	現行原価 (A)	直近実績 【参考】	申請原価 (B)	増減 (B/A)	現行原価 (A)	直近実績 【参考】	申請原価 (B)	増減 (B/A)
水力	12,082	4,859	7,116	58.9%	16,157	10,723	19,525	120.8%	21,163	-	-	-	3,139	5,978	13,030	415.1%
火力	27,611	7,531	5,983	21.7%	68,025	49,072	22,510	33.1%	173,420	-	-	-	2,863	36,978	15,525	542.3%
原子力	37,082	8,493	39,553	106.6%	51,400	81,442	102,470	199.4%	50,978	-	-	-	9,081	2,228	55,768	614.1%
新工ネ	271	393	237	87.4%	1,500	1,125	1,669	111.3%	1,806	-	-	-	-	1	1	-
業務	1,237	2,029	2,935	237.3%	5,542	7,984	6,950	125.4%	1,295	7,760	24,806	1,915.5%	2,992	1,007	3,648	121.9%
合計	78,283	23,305	55,823	71.3%	142,623	150,348	153,124	107.4%	248,662	7,760	24,806	10.0%	18,075	46,192	87,972	486.7%

	中国電力				四国電力				沖縄電力			
	現行原価 (A)	直近実績 【参考】	申請原価 (B)	増減 (B/A)	現行原価 (A)	直近実績 【参考】	申請原価 (B)	増減 (B/A)	現行原価 (A)	直近実績 【参考】	申請原価 (B)	増減 (B/A)
水力	3,461	5,996	9,139	264.1%	4,268	4,140	5,669	132.8%	-	-	-	-
火力	13,502	37,445	14,853	110.0%	11,505	18,850	6,757	58.7%	14,383	5,763	7,194	50.0%
原子力	92,428	53,541	155,593	168.3%	21,254	33,692	7,928	37.3%	-	-	-	-
新工ネ	-	14	8,414	-	-	12	206	-	-	-	-	-
業務	13,005	7,389	12,598	96.9%	1,681	829	1,654	98.4%	1,226	762	453	36.9%
合計	122,396	104,385	200,597	163.9%	38,709	57,525	22,215	57.4%	15,609	6,525	7,647	49.0%

※現行原価：東京は2012年料金改定時、北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。

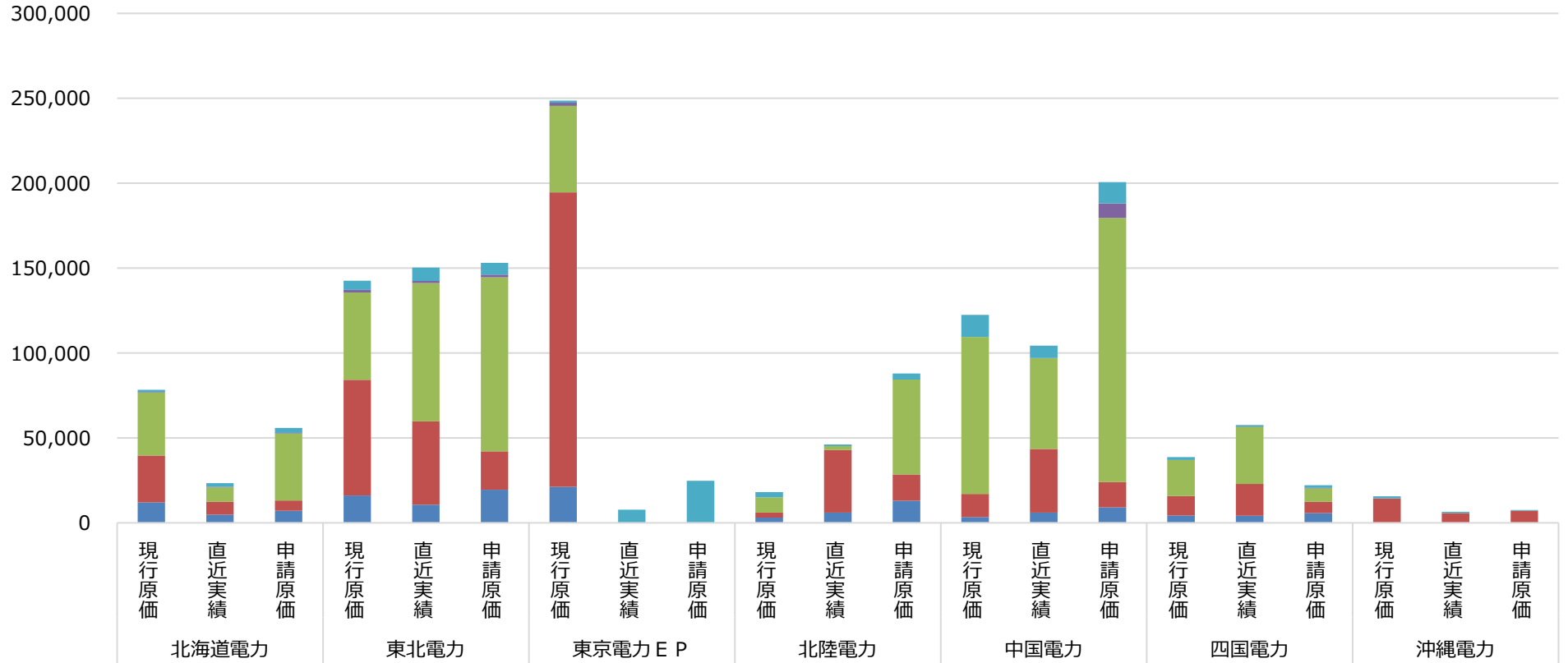
※直近実績：2021年度



# 設備投資の概要②

(百万円)

■水力 ■火力 ■原子力 ■新工ネ ■業務



※現行原価：東京は2012年料金改定時、北海道・東北・四国は2013年料金改定時、北陸・中国・沖縄は2008年料金改定時のもの。

※直近実績：2021年度

1. 設備投資の概要

**2. 特別監査の実施結果**

3. 固定資産除却費の確認状況

4. 非化石証書の販売収入の取扱い

# 特別監査について

- 電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備などが、料金原価に織り込まれていないか確認するため、事務局で、各設備などの詳細確認（特別監査）を実施した。
- 具体的には、
  - ✓ 原価算定期間中に不使用の土地・建物・機械装置
  - ✓ 入居率が低い社宅
  - ✓ 自治体や民間企業に無償貸与している設備などが料金原価に含まれていないか、事業者に対して調書や図面の提出を求め（※）、事務局で確認を行った。
- また、設備工事について、実在性や進捗状況を確認するため、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、オンライン中継によって工事状況などを確認した。

（※） 事業者提出を求めた資料（例）

- 土地調書、建物調書、機械装置・構築物調書
- 社宅調書
- 貸与設備調書
- 予備品・予備設備調書
- 災害等による損失額調書
- 建設工事口・準備口調書
- 設備利用率調書
- 図面（水力・火力・原子力・新エネ・業務設備）

# 特別監査を踏まえた査定の方向性①

## 【不使用の土地・建物・機械装置】

- 原価算定期間中（2023～25年度）に用途が決まっていない土地・建物・機械装置について、各種設備の調書及び図面の提出を求め、不使用の理由が合理的で無い場合は査定する。

## 【社宅】

- 事業者が所有する社宅・寮について、入居率を記載した調書の提出を求め、入居率が低い場合は査定する。その際、総務省が5年に1度実施している「住宅・土地統計調査（2018年）」で、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）が13.6%であることを踏まえ、社宅・寮の入居率のメルクマールは90%とする。

## 【貸与設備】

- 他者に貸与している土地・建物について、調書の提出を求め、合理的な理由が無く無償貸与している場合は査定する。

## 【予備品・予備設備】

- 予備品・予備設備について、調書の提出を求め、常備すべき最低限のものであるかを確認する。その上で、常時使用していないことから、建設中の資産と同様の扱いとし、50%を査定する。

## 特別監査を踏まえた査定の方向性②

### 【建設中の資産】

- 工事の実施が確定している**建設工事口**※は、原価算定期間（2023～25年度）の前期末の建設工事口の残高に、原価算定期間中の工事費を加えて、建設中利子を控除した額について、料金算定規則に基づき、**50%をレートベースに計上**する。
- 一方で、工事の実施が確定していないものの、その準備段階として、各種調査などを行った場合の費用（**建設準備口**※）であって、原価算定期間中に建設工事口に計上する予定が無いものについては、現時点で、建設工事口に将来計上するかどうか不確実なため、**全額査定**する。

※ 工事計画の着手段階で、調査費用などの支出を**建設準備口**に計上し、監督官庁の認可を受けるなど、工事の実施が確定した段階で、**建設準備口**から**建設工事口**への振替が行われる。

### 【稼働率が低い発電設備】

- 資源エネルギー庁の電力調査統計を用いて、標準的な設備稼働率を算定し、これと比較して、**稼働率が低い**（例：標準的な設備稼働率の50%以下）**発電設備**は、**合理的な理由**（例：ピーク対応電源であること、定期検査のため停止期間があったこと）**が無い場合は査定**する。

# 特別監査の結果（北海道電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸与設備（無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地） ▲60百万円</li> <li>不使用の設備（用途の決まっていない土地） ▲3,865百万円</li> <li>予備品・予備設備のうち1 / 2 ▲1,846百万円</li> <li>社宅（入居率90%未満） ▲219百万円</li> <li>書画・骨董 ▲12百万円</li> <li>保養所、スポーツ施設、PR施設等 ▲437百万円</li> <li>休止設備に移行する設備 ▲4,691百万円</li> <li>電力設備と共用する附帯設備（ガス事業-LNGの販売） ▲237百万円</li> <li>非化石電源投資 ▲680百万円</li> </ul>
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設準備口 ▲6,935百万円</li> </ul>
特別監査を通じた論点	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>不使用の土地（工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える面積等）</li> <li>スポーツ施設</li> </ul>

## 特別監査の結果（東京電力EP）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	・ リース資産（太陽光・蓄電池関連事業リース） ▲11,388百万円
	建設中の資産	・ リース資産（太陽光・蓄電池関連事業リース） ▲21百万円
特別監査を通じた論点	特定固定資産	（事務局で詳細確認中）

# 特別監査の結果（東北電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>未契約の工事費3% ▲3,173百万円</li> </ul>
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>未契約の工事費を3%自主カットしたことに加え、原価算定期間中を通して建設工事口に計上する予定のない建設準備口を自主カット ▲2,205百万円</li> </ul>
特別監査を通じた論点	貸与設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地・建物</li> </ul>
	不使用設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途の決まっていない土地（工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える面積等）</li> </ul>
	予備品・予備設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備品・予備設備のうち 1 / 2</li> </ul>
	書画骨董	<ul style="list-style-type: none"> <li>書画・骨董</li> </ul>
	厚生施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育施設・多目的ホールなど</li> </ul>
	PR館	<ul style="list-style-type: none"> <li>PR館のうち、電気の理解を深めるための設備以外のもの（例：カルチャーホール等）</li> </ul>



# 特別監査の結果（北陸電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸与設備 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地 ▲5百万円</li> <li>不使用設備 水害により流出した土地 ▲2百万円 法定義務を超える緑地面積 ▲4,089百万円</li> <li>予備品・予備設備のうち 1 / 2 ▲2,232百万円</li> <li>書画・骨董 ▲383 百万円</li> <li>厚生施設（社宅、保健館、体育施設等） ▲2,689百万円</li> <li>休止施設（発電PR館等） ▲81百万円</li> <li>相談役執務スペース相当 ▲4百万円</li> <li>資産除去債務相当資産 ▲32,771百万円</li> <li>附帯事業振替共用固定資産相当 ▲6百万円</li> </ul>
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>附帯事業振替共用固定資産相当 ▲ 1 百万円</li> </ul>
特別監査を通じた論点	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>不使用土地（雑種地）</li> <li>先行投資（新設発電所）の二重計上</li> </ul>
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設準備口</li> </ul>

# 特別監査の結果（中国電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸与設備 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地・建物 ▲141百万円</li> <li>不使用設備 売却予定の土地・建物等 ▲3,404百万円 法定義務を超える緑地面積 ▲612百万円</li> <li>予備品・予備設備のうち 1 / 2 ▲1,009百万円</li> <li>書画・骨董 ▲465百万円</li> <li>体育施設等 ▲3,141百万円</li> <li>PR館のうち電気の理解を深めるための設備以外 ▲235百万円</li> <li>社宅 ▲4,585百万円</li> <li>病院 ▲2,397百万円</li> <li>相談役、顧問室 ▲4百万円</li> </ul>
特別監査を通じた論点	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>売却予定の土地・建物等</li> <li>厚生施設（スポーツ・体育施設）</li> </ul>
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設準備口</li> </ul>

# 特別監査の結果（四国電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 先行投資 原価算定期間中に使用予定がない増設用地等 ▲52百万円</li> <li>• 貸与設備 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地・建物 ▲62百万円</li> <li>• 不使用設備 用途の決まっていない土地、工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える面積等 ▲1,205百万円</li> <li>• 書画・骨董 ▲52百万円</li> <li>• 体育施設等 ▲724百万円</li> <li>• 保養所等 ▲67百万円</li> <li>• PR館のうち電気の理解を深めるための設備以外 ▲28百万円</li> </ul>
特別監査を通じた論点	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不使用設備（機械装置の一部）</li> <li>• 予備品・予備設備のうち1 / 2</li> <li>• 社宅（入居率90%未満）</li> </ul>

## 特別監査の結果（沖縄電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 先行投資 原価算定期間中に使用予定がない増設用地等 ▲168百万円</li> <li>• 不使用設備 休止予定電源分 ▲351百万円</li> <li>• 書画・骨董 ▲64 百万円</li> <li>• 体育施設等 ▲282 百万円</li> <li>• 保養所等 ▲141百万円</li> <li>• PR館のうち電気の理解を深めるための設備以外 ▲25百万円</li> </ul>
特別監査を通じた論点	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 貸与設備のうち付帯事業の建設用作業地</li> <li>• 不使用設備（用途の決まっていない土地、工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える土地）</li> <li>• 予備品・予備設備のうち 1 / 2</li> <li>• 社宅（入居率90%未満）</li> </ul>

1. 設備投資の概要

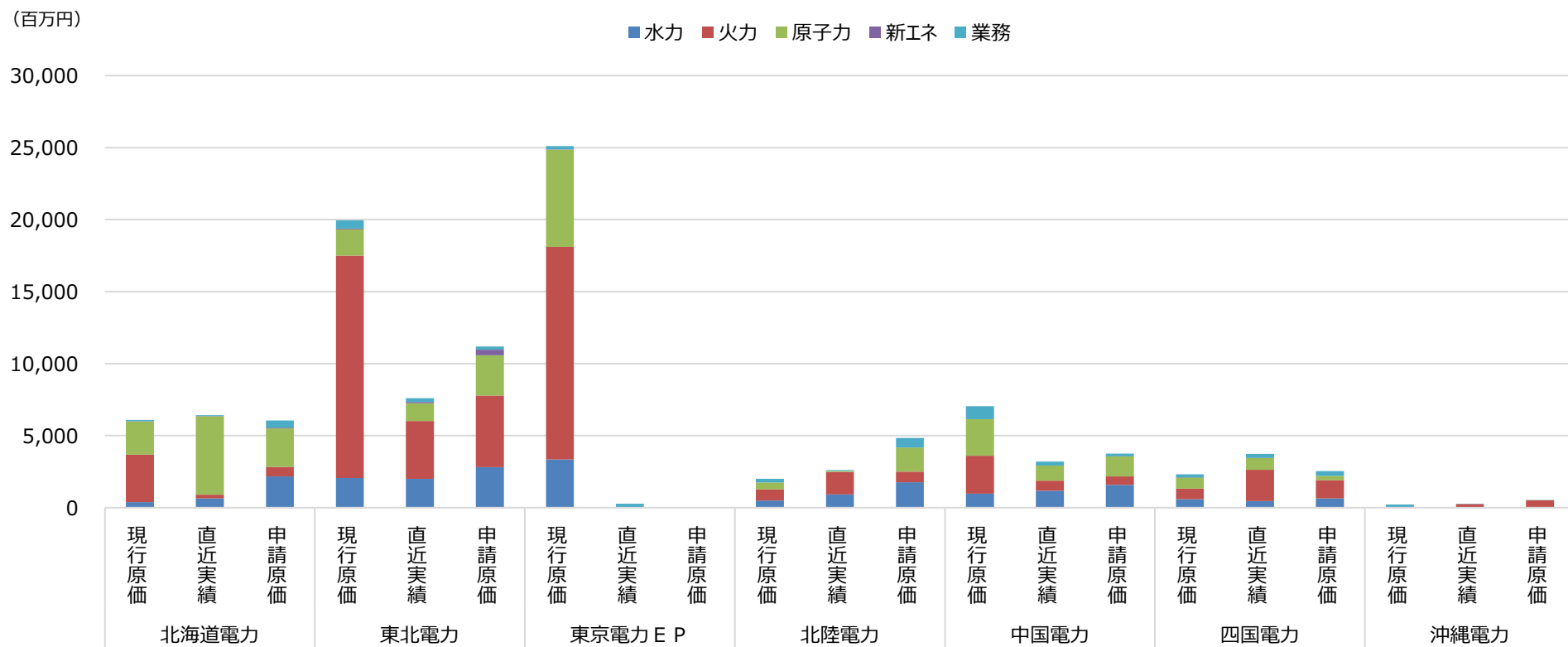
2. 特別監査の実施結果

**3. 固定資産除却費の確認状況**

4. 非化石証書の販売収入の取扱い

# 固定資産除却費の概要①

- **固定資産除却費**は、固定資産の除却に伴い生ずる費用であり、**固定資産除却損（帳簿価額と売却価額との差）及び除却費用（工事費）**が含まれる。
- 各事業者の固定資産除却費に係る比較は、以下のとおり。



# 固定資産除却費について

- 固定資産の除却について、各事業者からは、改良工事等に伴って実施予定である旨の説明があった。
- また、除却工事に伴って発生するスクラップについては、その売却額を工事費と相殺する予定との説明があった。
- その上で、除却費のうち、多額の除却損が見込まれている場合は、当初の想定どおりに固定資産が活用されずに除却される可能性が考えられるため、今後、事務局で詳細を確認する。

1. 設備投資の概要

2. 特別監査の実施結果

3. 固定資産除却費の確認状況

**4. 非化石証書の販売収入の取扱い**



# 非化石証書の販売収入に関するこれまでの議論

- 資源エネルギー庁の「第二次中間とりまとめ」では、非化石証書の販売収入について、「発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい」とされている。
- また、上記の中間とりまとめにおいて、規制料金との関係では、「**発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げることになってしまう可能性がある**」と指摘されている。一方で、**規制料金と非化石証書の双方から二重回収が生じないよう留意することの必要性**も示されている。
- 上記の点を踏まえつつ、各事業者で非化石証書の販売収入の取扱いが異なるところ、今回の料金改定の審査において、どのように審査を行うのが適切か検討する必要がある。

資源エネルギー庁 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第二次中間とりまとめ（2019年7月）【抜粋】

（発電事業者の非化石証書収入について）

（前略）非化石電源の利用促進への取り組みを求める**発電事業者に対しては、以下のような用途に証書収入を使うことを求めることとする。**

- ✓ 非化石電源設備の**新設・出力増**
- ✓ 非化石電源を**安全に廃棄**するための費用等
- ✓ 非化石電源設備の**耐用期間延長工事、安全対策費用**等

（非化石証書収入と経過措置料金との関係について）

非化石証書収入については、発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい。**特例措置料金の算定において、発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げることになってしまう可能性がある。**

このため、料金算定規則等において、非化石電源の利用の促進が行われるよう必要な措置を講じることが考えられる。

なお、当該措置の検討にあたっては、**非化石電源投資関連費用について特例措置料金と非化石証書の双方からの二重回収が生じないよう留意することとする。**

# 料金算定規則及び電気事業会計規則における規定

- 電気事業会計規則では、「他社販売電源料」と「非化石証書販売収益」が区分されている。
- その上で、料金算定規則上、規制料金の原価算定における控除収益には、上記の2費目のうち、「他社販売電源料」のみが含まれている。

## みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則【抜粋】

第一条 この省令において使用する用語は、（中略）電気事業会計規則（中略）において使用する用語の例による。

2 （略）

（控除収益の算定）

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料（中略）、託送収益（中略）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2 （略）

## 電気事業会計規則【抜粋】

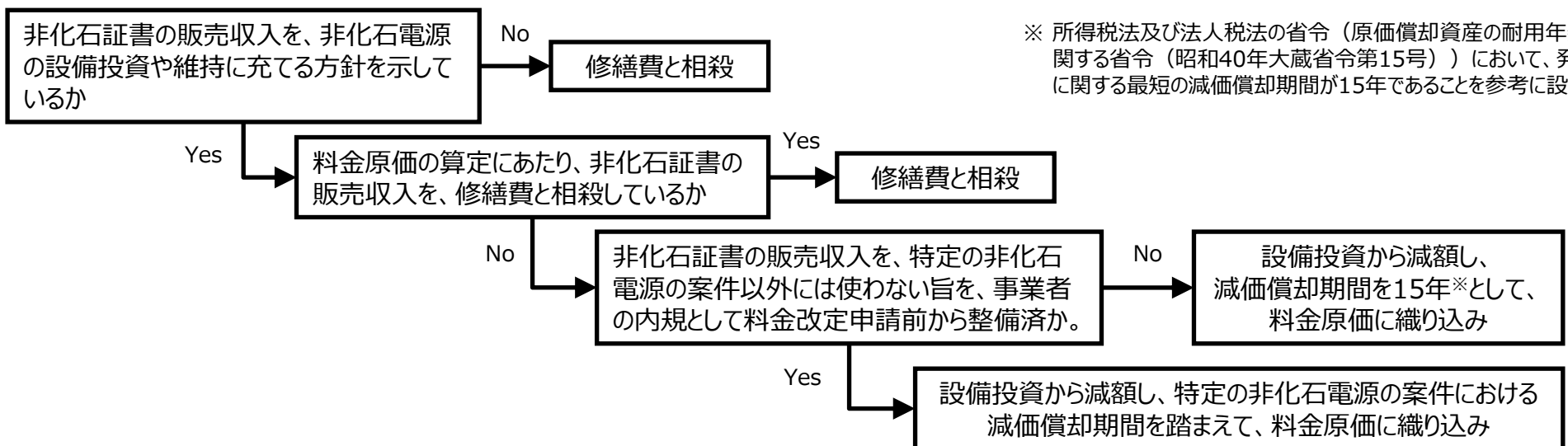
別表第1（第3条関係）

（16） 営業収益

科目	項	備考
<b>他社販売 電力料</b>		（前略）「他社販売電源料」及び「非化石証書販売収益」に区分することが適当でないものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
	<b>他社販売 電源料</b>	（前略）小売電気事業者（中略）、みなし小売電気事業者（中略）に対して <u>販売した電気</u> （中略） <u>の料金</u> （中略）を整理する。
	<b>非化石証書 販売収益</b>	小売電気事業者（中略）、みなし小売電気事業者（中略）に対して販売した <u>非化石証書の代金</u> （中略）を整理する。

# 料金審査における非化石証書の販売収入の取扱いの方向性（案）

- 非化石証書の販売収入は、「非化石電源の利用の促進」が制度趣旨であり、非化石電源の設備投資（例：新設・出力増）や維持（例：耐用期間の延長）に充てるものとされている。
- また、料金算定規則及び電気事業会計規則において、非化石証書の販売収入は、控除収益に位置づけられていない。
- これらを踏まえると、非化石証書の販売収入は、「設備投資又は修繕費から減額するもの」と整理することも一案と考えられる。
- 一方、各事業者は、非化石証書の販売収入を、非化石電源の設備投資や維持に充てる方針であるものの、料金原価上の整理は統一的ではない。そのため、例えば、減価償却期間の長い設備への投資額と相殺するものと整理し、非化石証書の販売収入による料金原価の圧縮効果を低減する、といった恣意的な織り込みとなる場合も考えられる。
- 上記を踏まえ、今回の料金審査では、例えば、下図のフローのとおり整理とすることとしてはどうか。



※ 所得税法及び法人税法の省令（原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））において、発電設備に関する最短の減価償却期間が15年であることを参考に設定。